平成２３年（再ロ）第２号

鹿児島県鹿屋市吾平町麓187番地４　グリーンビレッジ１―103号

再生債務者　中村　圭介

1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年１月６日まで

4　一般異議申述期間　平成24年１月19日から平成24年１月26日まで

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１００６３号

千葉県千葉市中央区白旗２―15―６

再生債務者　萩原　昭彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年12月19日まで

平成23年12月５日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第２７号

横浜市戸塚区矢部町1957番地１　サングレイス戸塚スカイガーデン705号

再生債務者　熊野　　浩

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年12月19日まで

平成23年12月５日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第６号

山形県寒河江市大字柴橋1664番地

再生債務者　渡邉　正明

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年12月26日まで

平成23年12月５日　　山形地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第３３号

埼玉県加須市南町７番45号　グランビア南106号室

再生債務者　高田　勢也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年12月27日まで

平成23年12月６日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第５号

北海道旭川市永山13条２丁目５番12号

再生債務者　佐々木新一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年１月４日まで

平成23年12月６日　　旭川地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第１８号

北海道千歳市北信濃799番地

再生債務者　池上　雅樹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年１月６日まで

平成23年12月６日

札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２０年（再ロ）第１００１９号

埼玉県北埼玉郡大利根町大字旗井281―９

再生債務者　森　　輝之

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年８月６日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年12月２日

東京地方裁判所民事第20部

企業年金基金変更公告

あいおい損保企業年金基金の名称の変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

1．新名称　あいおいニッセイ同和企業年金基金

2．旧名称　あいおい損保企業年金基金

3．変更年月日　平成23年10月１日

平成 23 年 12 月 14 日

あいおいニッセイ同和企業年金基金

理事長　伊藤　直弘

会社その他公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙丙の権利義務全部を承継して存続し乙丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.lucid-dream.jp/2011/koukoku/

平成二十三年十二月十四日

東京都中野区新井四丁目二五番五号

（甲）株式会社ルーシッドドリーム

代表取締役　酒枝　　勇

東京都中野区新井四丁目二五番五号

（乙）合同会社ラピド

代表社員　同会社酒枝　　勇

東京都中野区上高田五丁目四一番八号

（丙）合同会社サクセション

代表社員　大成　和宏

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十三年十二月一日に旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、平成二十四年二月二十日までにお申し出下さい。

平成二十三年十二月十四日

愛媛県松山市大可賀二丁目一番二八号

（甲）社団法人愛媛県観光協会

会長　佐伯　　要

愛媛県松山市大可賀二丁目一番二八号

（乙）社団法人愛媛県物産協会

会長　田中　　哲

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年三月十日であり、株主総会の決議は、平成二十三年十二月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年十二月十四日

埼玉県鶴ヶ島市五味ケ谷九七番地二

有限会社ヤナガワ

取締役　柳川　和美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年十二月十四日

静岡県浜松市北区三幸町五七番地の一

有限会社天商

代表取締役　鈴木　信明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十二月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年一月二十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十二月十四日

東京都港区西新橋一丁目一番三号

昭和油槽船株式会社

代表取締役　筒井　健司

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十二月三十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年一月十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十二月十四日

新潟市中央区姥ヶ山四三五番地

新潟鉱山株式会社

代表取締役　高橋　裕治